

「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）」冊子製作等業務 企画提案競技実施要領

令和8年4月24日
宮崎県農政企画課

1 目的

「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）」冊子製作等業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称 「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）」冊子製作等業務

3 委託の内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間 委託契約締結日から令和8年8月31日（月）まで

5 委託料の上限額 3,537,000円（税込）

（計画書、データファイルの作成のほか、打合せ費用等のすべての経費を含む。）

6 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加資格者は、以下に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

【参加資格】

- ① 宮崎県内に主たる事業所（本社、本店）又は支社、支店、営業所を有する者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ③ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目が印刷類、主たる種目が平版活版印刷である者
- ④ 過去5年間に同程度以上の印刷の実務実績を有する者
- ⑤ 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に打合せ等に対応できる体制を整えている者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- ⑦ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- ⑧ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- ⑨ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- ⑩ 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者

7 企画提案競技実施の告知方法
県庁ホームページにより告知

8 スケジュール

(1) 企画提案競技実施公告	令和8年4月24日(金)
(2) 事前説明会参加申込期限	令和8年5月7日(木) 正午まで
(3) 事前説明会	令和8年5月11日(月) 午後2時から3時まで
(4) 企画提案競技参加申込期限	令和8年5月15日(金) 午後5時まで
(5) 質問書受付期限	令和8年5月18日(月) 午後5時まで
(6) 企画提案書等提出期限	令和8年5月21日(木) 午後5時まで(必着)
(7) 結果通知	令和8年5月28日(木)
(8) 成果品の納品	令和8年8月20日(木)

9 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時 令和8年5月11日(月) 午後2時から午後3時まで
場 所 県庁1号館5階第3会議室
参加申込 別紙1「事前説明会参加申込書」をメールにて提出
申込期限 令和8年5月7日(木) 正午まで
申 込 先 下記13を参照
※ 説明会への参加を企画提案競技参加の必須条件とします。

(2) 企画提案競技への参加

参加申込 別紙2「企画提案競技参加申込書」をメールにて提出
申込期限 令和8年5月15日(金) 午後5時まで
申 込 先 下記13を参照

(3) 企画提案書等の提出

- ① 各社の提案は、1社1案とする。
- ② 以下のア及びイについては、A4版用紙に内容を記載し、1冊にまとめて提出
 - ア 応募団体の概要
 - ・名称
 - ・所在地
 - ・代表者名
 - ・担当者職氏名
 - ・担当者連絡先(電話、電子メール)
 - ・業務の執行・管理体制
 - イ 提案内容(必要となるデータは提供する)
 - ・計画書全体の表裏表紙の例
 - ・重点プロジェクトの文字、図表等アレンジ(P45~52)
(各提案については、デザイン等コンセプト説明資料を別途提出)
- ウ 見積書
- エ 過去5年間に制作した同程度の制作物
- オ 誓約書(別紙3)

③ 提出期限等

提出期限 令和8年5月21日(木)午後5時まで(必着)

提出部数 ア・イ：10部、ウ・エ・オ：1部

提出先 下記13を参照

提出方法 持参又は郵送(書留郵便)

(4) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、別紙4「企画提案競技質問書」を提出すること。

提出期限 5月18日(月)の午後5時まで

提出方法 電子メール又は持参

提出先 下記13を参照

※ 問合せの内容及び回答については、軽微なものを除き、企画提案競技の参加申込書提出者すべてに電子メールで通知する。(質問者名は公表しない)

(5) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ① 企画力(図表等のレイアウトが見やすいか)
- ② 表現力(計画内容が分かりやすく表現できているか)
- ③ 理解力(計画の内容を十分に理解しているか)
- ④ 業務体制(打合せ等に即応できる体制であるか)

(6) 選定方法

提出のあった企画提案書等について、複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

11 著作権

作成した第八次宮崎県農業・農村振興長期計画後期計画書及びデータファイルの著作権は宮崎県に帰属するものとする。

12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 採用された企画書は、県との協議の上、変更する場合がある。
- (6) 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画後期計画書及びデータファイルが著作権法等の法令に抵触しないこと。

13 書類提出及び問合せ先

住 所 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 (1号館9階)
担 当 宮崎県 農政水産部 農政企画課 農政計画担当 黒木、久保田
電 話 (0985) 26-7426
電子メール noseikikaku@pref.miyazaki.lg.jp